

## 認証業務に係る契約書の様式の変更に関するお知らせ（予告）

鉄道製品の認証業務にかかる、「鉄道製品認証業務契約実施要領」が改正されました。

これに伴い、契約書の様式の変更を予定しています。

（新たな様式の適用は、平成 29 年 10 月 1 日を予定）

契約書の主な変更点は、以下のとおりです。

### 1. 契約期間の延長に関する取扱

契約完了の時期の一定期間前に審査に必要な全ての資料が提出又は提示されない場合は、契約期間を延長することを契約書に明記することとします。

なお、契約期間の延長等、契約変更となる場合は、変更手数料が発生いたしますので、あらかじめ十分な契約期間を設定するようお願いいたします。

### 2. 成果物の一部を事前に提出するための取扱

これまで、契約完了の時期に成果物を一括して提出していますが、事前に成果物の一部（例えば、日本語の審査報告書、認証書及び英訳の認証書）を提出することが可能になります。

この場合、申請書にその旨を記載いただくと共にその都度の費用の請求に応じていただくこととなります。

### 【このお知らせに関するお問い合わせ先】

独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所鉄道認証室（NRCC）

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 7-42-27

Tel : 0422-41-3344（平日 9 時～17 時）

Fax : 0422-41-3344

E-mail : NRCC\_at\_ntsel.go.jp（\_at\_はアットマークに変更してください）